

平成24年度 食品安全モニター会議

食品安全委員会と 食品安全モニターの活動について



勧告広報課長 北池 隆

食品安全委員会設立の経緯



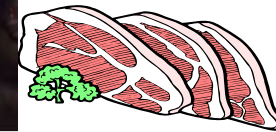
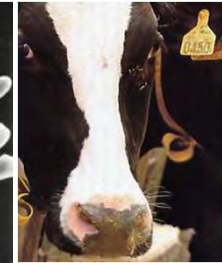
食生活を取り巻く状況の変化

何故できたの？



(財)食生活情報サービスセンターHPより

食生活の多様化
食品流通の広域化
国際化の進展



新たな危害要因の出現
(O157、BSEプリオン等)

除草剤の影響を受けないダイズ

BSEなどの問題から、
食品安全のための新しい
考え方が必要になっ
たからです。



食品の安全性確保についての国際的合意

世界各国の経験から、次のような考え方や手段が重視されようになった。

考え方

- **国民の健康保護の最優先**
- **科学的根拠の重視**
- **関係者相互の情報交換と意思疎通**
- **政策決定過程等の透明性確保**

方法

- **「リスク分析」の導入**
— **「リスク評価」を**
「リスク管理」から
独立させる etc.
- **農場から食卓までの一貫した対策**



2003年、国際食品規格委員会(Codex, FAO/WHO)

リスク分析とは



食品の安全と安心を守るしくみ (リスク分析)

内閣府 食品安全委員会
(リスク**評価**機関)
食品中の危害物質摂取による

科学的
知見

客観的

中立公正

リスク評価
(健康影響の評価)
の実施

厚生労働省、農林水産省、
消費者庁等
(リスク**管理**機関)
リスク評価結果に基づき

政策的

費用対効果

技術的可能性

不安など
国民感情

食品ごとの規制値等を決定、
検査の実施、事業者の監督等

リスクコミュニケーション

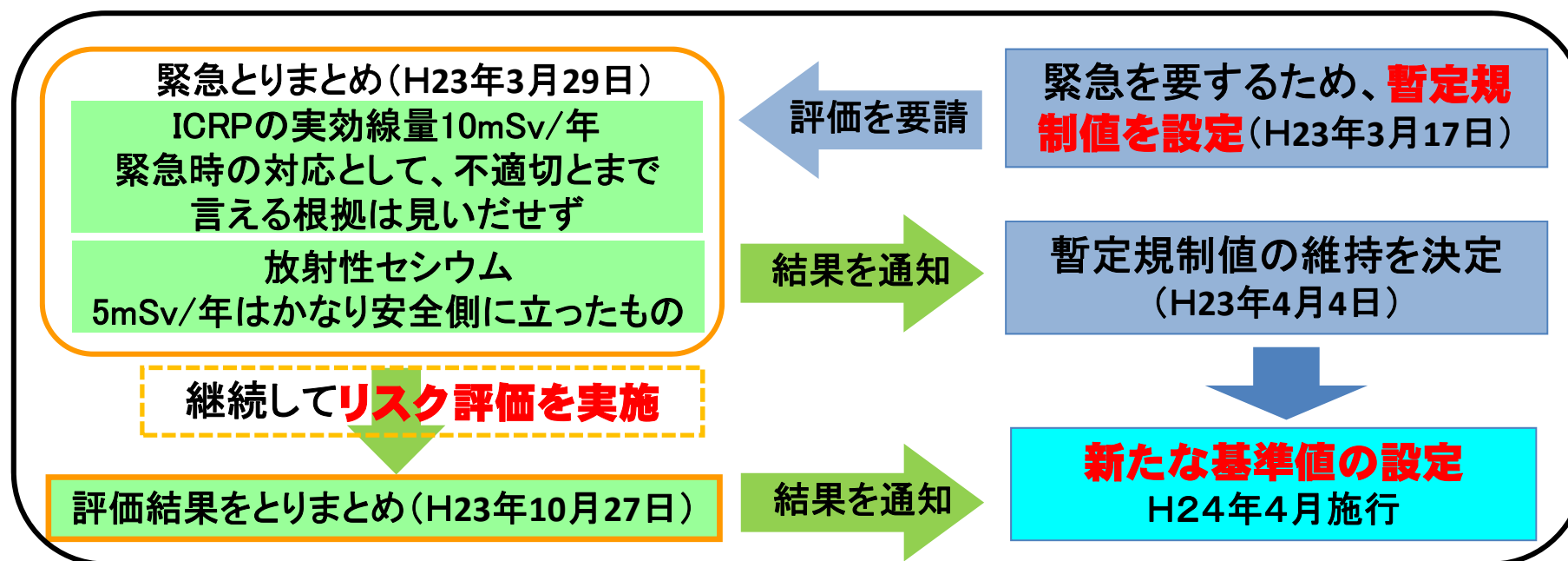
消費者、事業者など関係者全員が理解し、納得できるように話合う

「リスク評価機関」と「リスク管理機関」の関係

～具体例：食品中の放射性物質の場合～

内閣府 食品安全委員会
(リスク**評価**機関)

厚生労働省
(リスク**管理**機関)



役割：リスク評価

**役割：規制値（事業者が守るべき
基準値）の策定、
検査の実施、
事業者の監督等**

食品安全委員会の役割



1. 食品健康影響評価（リスク評価）



食品安全委員会の構成

食品安全委員会は**7人の委員**から構成されています。



食品安全
委員会委員



事務局(職員58名、技術参与31名)

1 2 専門調査会

企画等: 企画、緊急時対応、リスクコミュニケーション

化学物質系グループ: 農薬、添加物など

生物系グループ: 微生物・ウイルスなど

新食品グループ: 遺伝子組換えなど

専門委員: 177名(実数)

平成24年 4月10日現在

食品中の様々なハザード(危害要因)

生物学的危害要因

- 感染性細菌
- 微生物
- かび
- 寄生虫
- ウイルス
- プリオン

化学的危険要因

- 自然毒
- 食品添加物
- 残留農薬
- 残留動物用医薬品
- 環境汚染物質等
- 容器等由来化学物質
- アレルゲン

物理的危険要因

- 異物
(機械屑 等)
- 形状、物性
- 放射性物質

新技術等により開発された食品で、リスク評価対象としているもの

- 遺伝子組換え食品など
- 新開発食品(健康食品、クローン家畜由来食品など)

食品の安全性を考える上で重要なこと —「毒」かどうかは「量」次第—

“全ての物質は
毒であり、薬である。
「量」が、毒か薬かを
区別する“

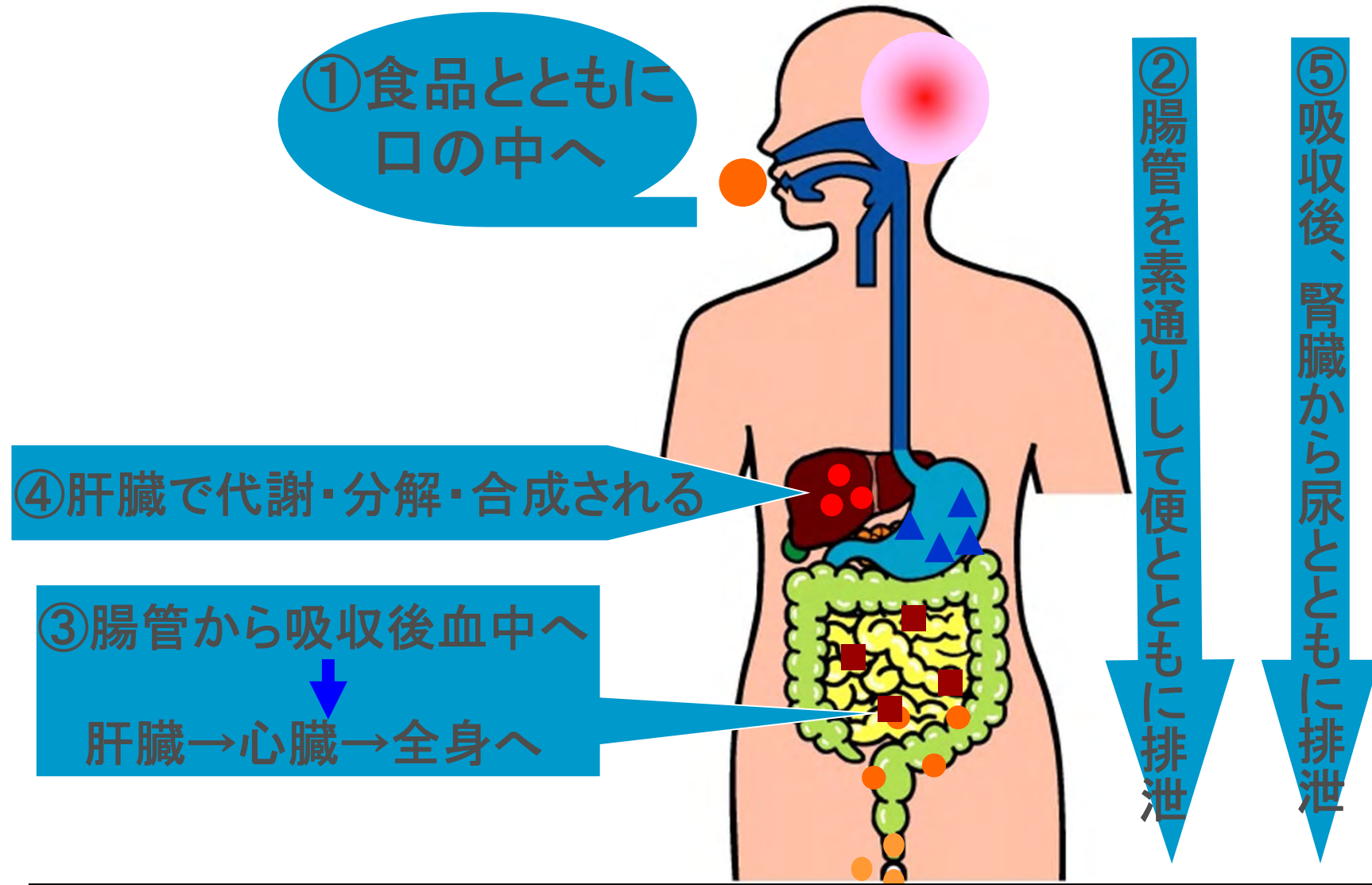


パラケルスス
(スイスの医学者、錬金術師、1493–1541)



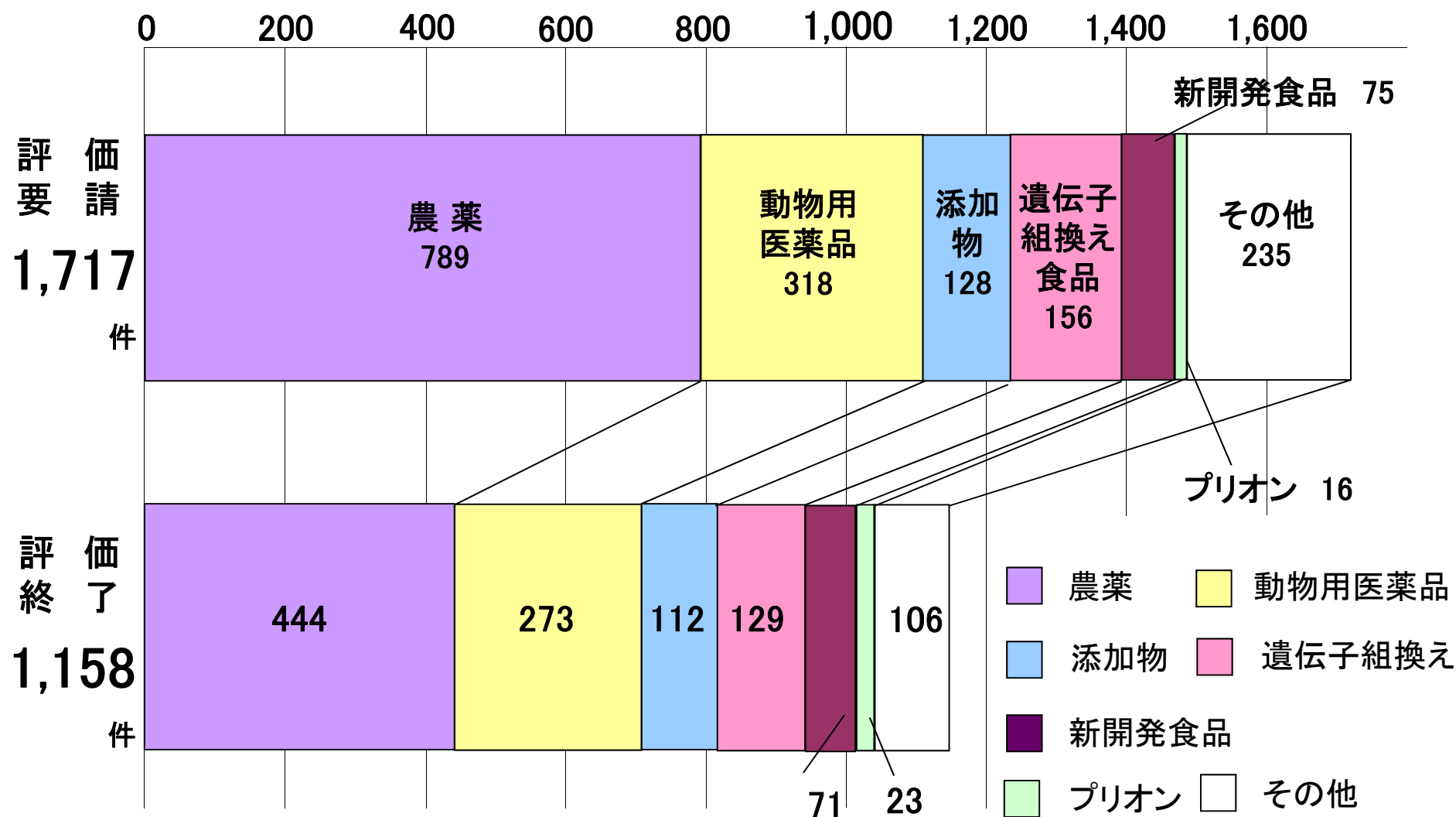
アメリカでは、トイレを我慢して、
たくさん水を飲んだ人に、ゲーム機を
プレゼントするという大会がありました。
8リットル(大きなペットボトルで4本分)を
いっぺんに飲み、2位になった女性が、
「水中毒」になり、亡くなっています。

人体に入った物質はどこへ？



体内に入ったものは永遠にたまり続けるのではなく、
どんどん体外へ排出されていきます。

食品健康影響評価（リスク評価）の審議状況

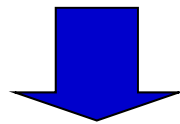


平成24年3月31日現在

リスク評価はどのように行われるか？

－化学物質（食品添加物・農薬）の場合－

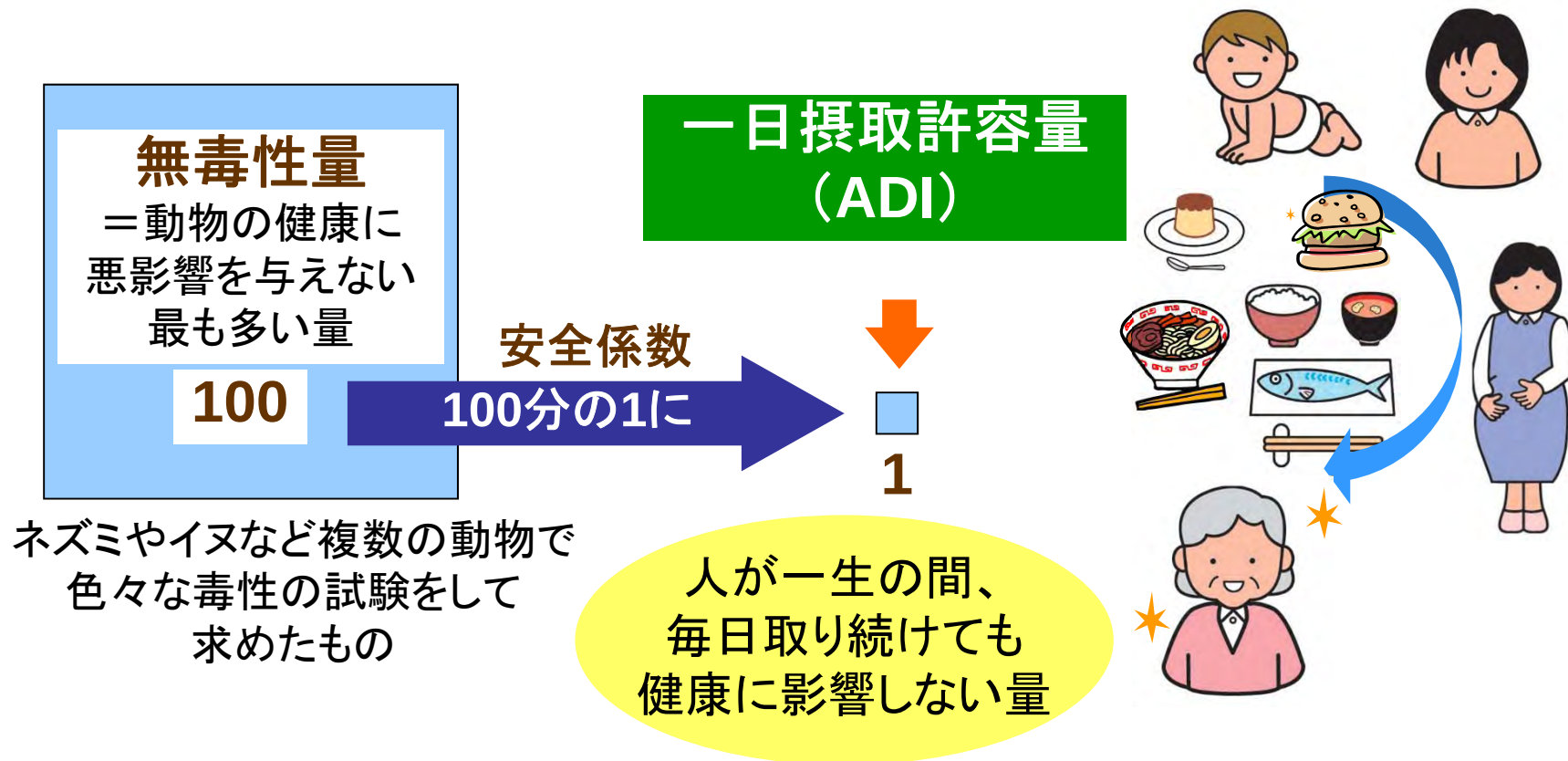
- 危害要因はなにか？
- 動物実験から有害作用を知る
- 動物実験等から**無毒性量**(NOAEL)を推定する
- **安全係数**(SF)（不確実係数）を決める



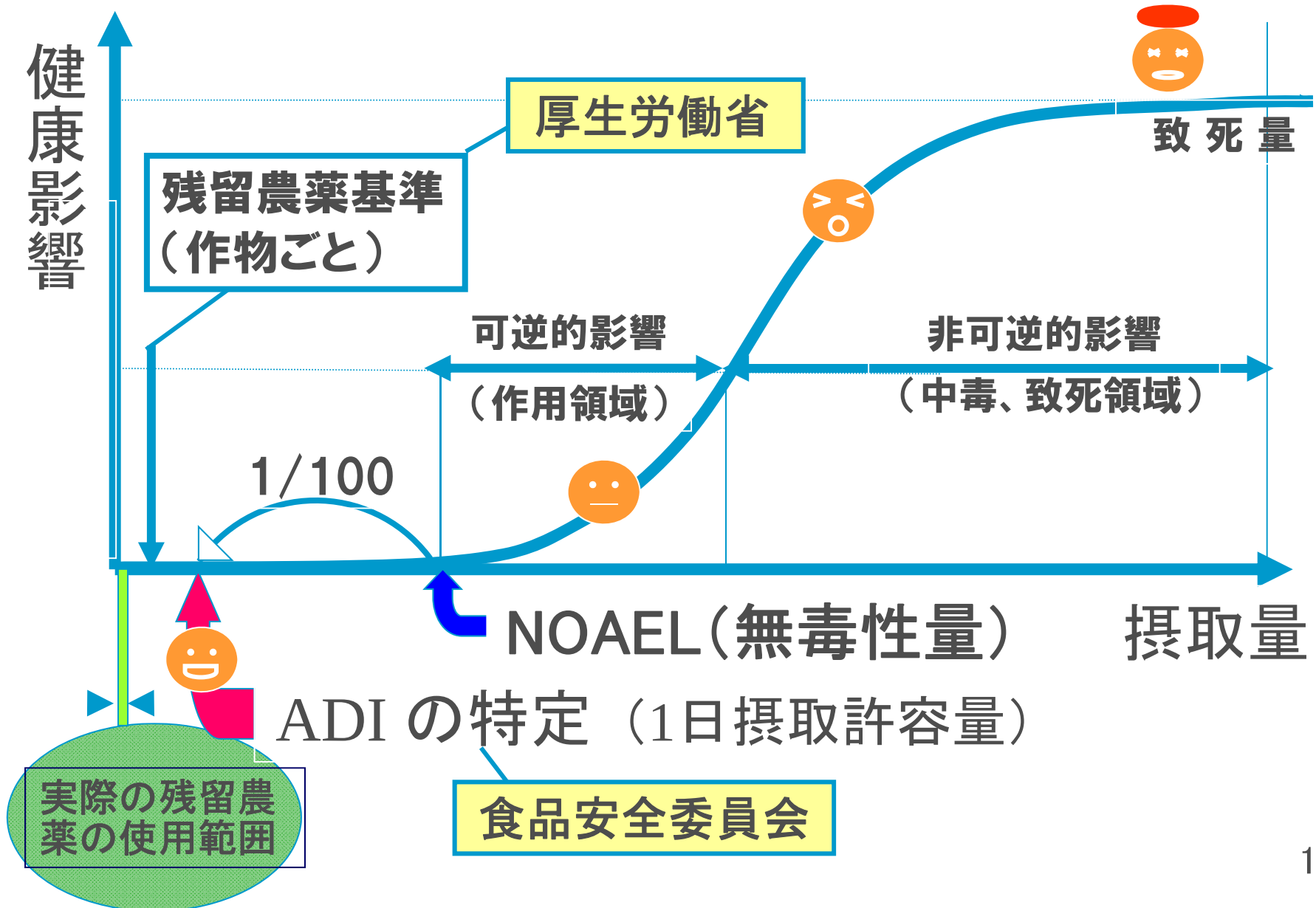
一日摂取許容量を設定する
(ADI)

ADI（一日摂取許容量）とは

ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと

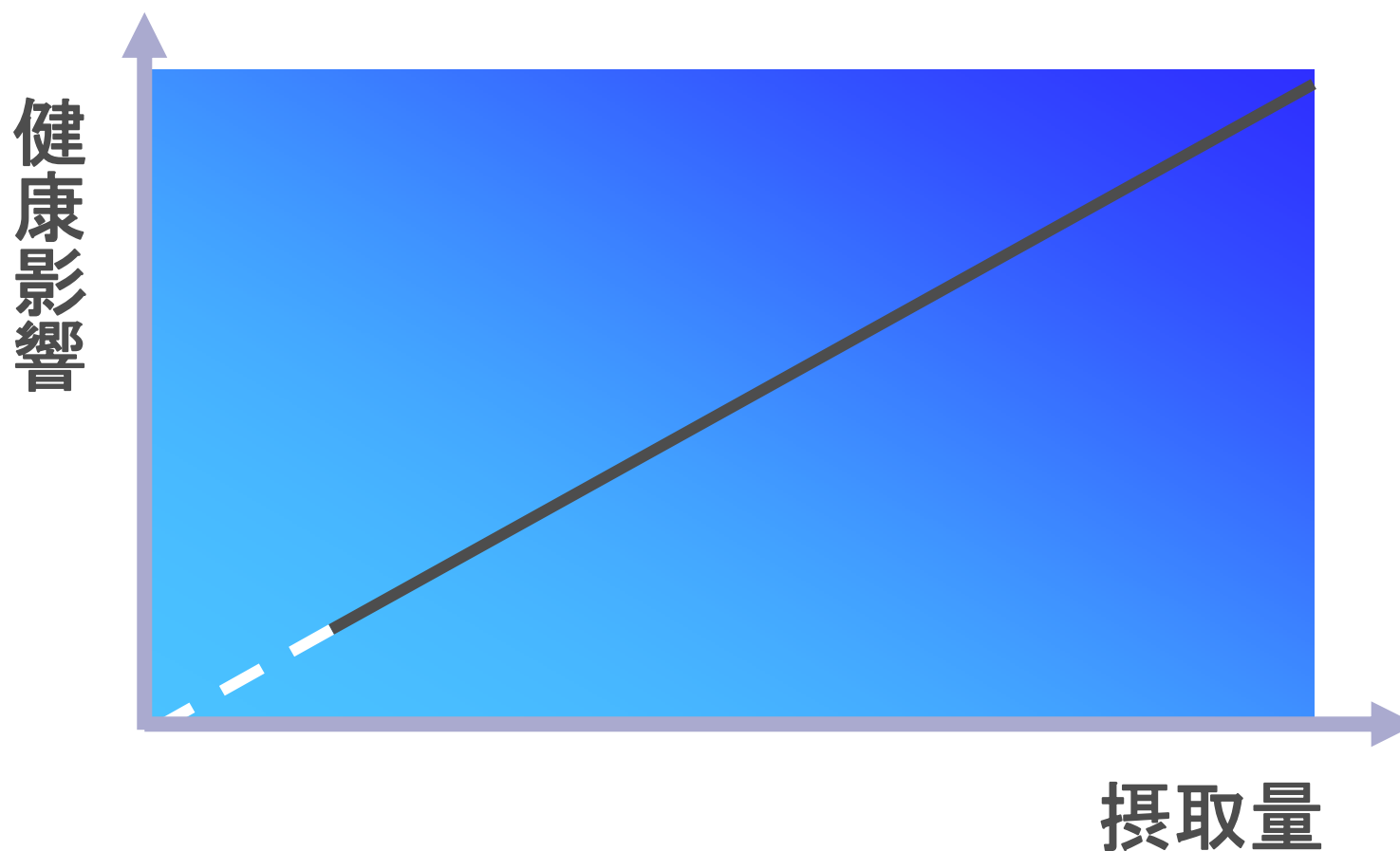


摂取量と健康影響の関係 (1)



摂取量と健康影響の関係 (2)

遺伝毒性発がん物質の場合



リスク評価と管理の関係②(食品添加物 ソルビン酸の例)

リスク評価

～ソルビン酸は、保存料として加工食品に使用されている食品添加物～

- 試験データからわかった無毒性量 ⇒ 2500mg/kg 体重/日
- 無毒性量にかける安全係数(不確実係数) ⇒ 100
- ソルビン酸のグループとしての一日摂取許容量(ADI)
⇒ 25 mg/kg 体重/日(体重50kgの人の場合、ADI=1250mg/日)



リスク管理

【厚生労働省】

- 国民の各食品の摂取量調査に基づき、食品添加物の摂取量を推定
- 食品添加物の推定摂取量がADIを大幅に下回るよう、食品毎の使用基準を設定

【具体例】

- ◆ソルビン酸のハムの使用基準=2000mg/Kg以下
⇒使用基準上限のソルビン酸添加のハムを625g食べたら体重50KgのADIに到達

食品添加物の種類	ADI (mg/kg体重/日)	1日あたりの 摂取許容量(日本人 の平均体重50kgの場合)	日本人1人 あたりの平均 1日摂取量	摂取許容量に占 める摂取量の割 合(1日あたり)
ソルビン酸	25mg	1250mg	6.35mg	0.51%

食品安全委員会の役割



2. リスクコミュニケーションの実施

食品安全委員会のリスクコミュニケーションの主な取組

1. 情報発信

①ホームページによる情報提供

②季刊誌（年4回）の発行

※全国の図書館等への配布

※モニターの皆様にもお送りしています

③メルマガ（週1回）の発行

※1万人以上の登録者の皆さんへ配信

2. 意見交換会の開催等

①全国各地で様々なテーマの意見交換会等を実施

※実績 意見交換会 43件（うち放射性物質 22件）

講師派遣 124件（うち放射性物質 75件）

②食の安全ダイヤル

食品安全委員会のホームページ



食の安全、を科学する。

食品安全委員会
Food Safety Commission

[ホーム](#)
[サイトマップ](#)
[English page](#)

[文字サイズ拡大表示](#)
[A-A](#)
[A](#)
[A](#)

重要なお知らせ

- **食品中の放射性物質に関する情報**
- **食肉の生産について-NEW-**
- **食品に含まれるトランス脂肪酸の食品表示影響評価の状況について**
- **腸管出血性大腸菌による食中毒に関する情報**
- **腸管出血性大腸菌による食中毒の防止について[PDF]**
- **ノロウイルスによる食中毒にご注意ください。**
- **食中毒予防のポイント[更新]**

痛ましい事故を少しでも減らせるよう、食品の安全事故にご注意ください。

お知らせ

- 2012.04.27 → **食品安全委員会マガジン「健康情報」の配信開始のお知らせ-NEW-**
- 2012.03.26 → **ボツリヌス食中毒の発生に関する情報[PDF]** (平成24年3月26日作成)
- 2012.03.02 → **「食品安全委員会メールマガジン」の発着開始の配信開始のお知らせ**
- 2011.12.08 → **放射性セシウムが検出された粉ミルクについて[PDF]**
- 2011.12.05 → **食品衛生法に基づく安全性審査を経ていない遺伝子組換え微生物を利用した添加物に関する現時点における食品安全委員会の見解について**

FSC For You

消費者の方向け情報

お母さんになるあなたへ

キッズボックス

動画配信などビジュアル資料

[FSC Views](#)
[食品健康影響評価 \(リスク評価\)](#)
[意見・情報の交換 \(リスクコミュニケーション\)](#)
[会議開催予定と委員会の実績](#)
[食品安全委員会とは](#)
[リンク集](#)
[アーカイブ](#)

食の安全についてのご相談・ご意見は...

食の安全ダイヤル
03-6234-1177

E-mail でも受け付けています。
【受付時間】平日 10時～17時・休日・年末年始を除く

皆様のご意見を募集しています!

パブリック・コメント募集
Public Comment

情報がメールで届きます!

メールマガジン配信登録
Mail Magazine

「食の安全ダイヤル」にお寄せいただいたご質問等をまとめています。

よくある質問とその答え
FAQ

「食品の安全性に関する用語集」でも調べてみよう!

食品安全委員会とは
About FSC

食品安全モニターからの報告 Report
アンケート結果など

消費者行政・食品安全の総合案内
消費者・生活者が主役となる
安全・安心社会の実現をめざして

新着情報

更新情報はここをクリック

- 2012/05/15 **食品安全委員会(第41回)の開催について[開催日:5月17日]** [\[本\]](#)
- 2012/05/15 **食品安全委員会 農業部門安全経路第二委員会(第12回)の開催について(非公報)** [\[開催日:5月22日\]](#) [\[本\]](#)
- 2012/05/14 **そのほか**
- 2012/05/11 **食品安全委員会 農業部門安全経路第二委員会(第17回)の開催について(非公報)** [\[開催日:5月18日\]](#) [\[本\]](#)
- 2012/05/11 **食品安全委員会 遺伝子組換え食品農業部門安全(第10回)の開催について(非公報)** [\[開催日:5月10日\]](#) [\[本\]](#)

FSC Views

更新情報

重要なお知らせ

→ 痛ましい事故を少しでも減らせるよう、食品の安全事故にご注意ください。

→ **食品中の放射性物質に関する情報**

→ **食肉の生産について-NEW-**

→ **食品に含まれるトランス脂肪酸の食品表示影響評価の状況について**

→ **腸管出血性大腸菌による食中毒に関する情報**

→ **腸管出血性大腸菌による食中毒の防止について[PDF]**

→ **ノロウイルスによる食中毒にご注意ください。**

→ **食中毒予防のポイント[更新]**

→ **遺伝子組換え食品に関する現時点における食品安全委員会の見解について**

注目キーワード

- 1.放射性物質の食品表示影響評価
- 2.腸管出血性大腸菌による食中毒
- 3.食中毒予防のポイント

データベースによる資料・情報の検索はこちら!

食品安全総合情報システム

→ **食品安全関係情報** → **新着情報**

専門調査会別情報

- ・企画等
- ・添加物
- ・農薬
- ・動物用医薬品
- ・器具・容器包装
- ・化学物質・汚染物質
- ・微生物・ウイルス
- ・プリオン
- ・かび毒・自然毒等
- ・遺伝子組換え食品等
- ・新開発食品
- ・肥料・飼料等
- ・ワーキンググループ

職員採用情報

→ [Click](#)

Map FSC Office
食品安全委員会 事務所所在地地図
プライバシーポリシーについて
ホームページについて

食品安全モニターの役割



3. リスク管理措置のモニタリング (監視)

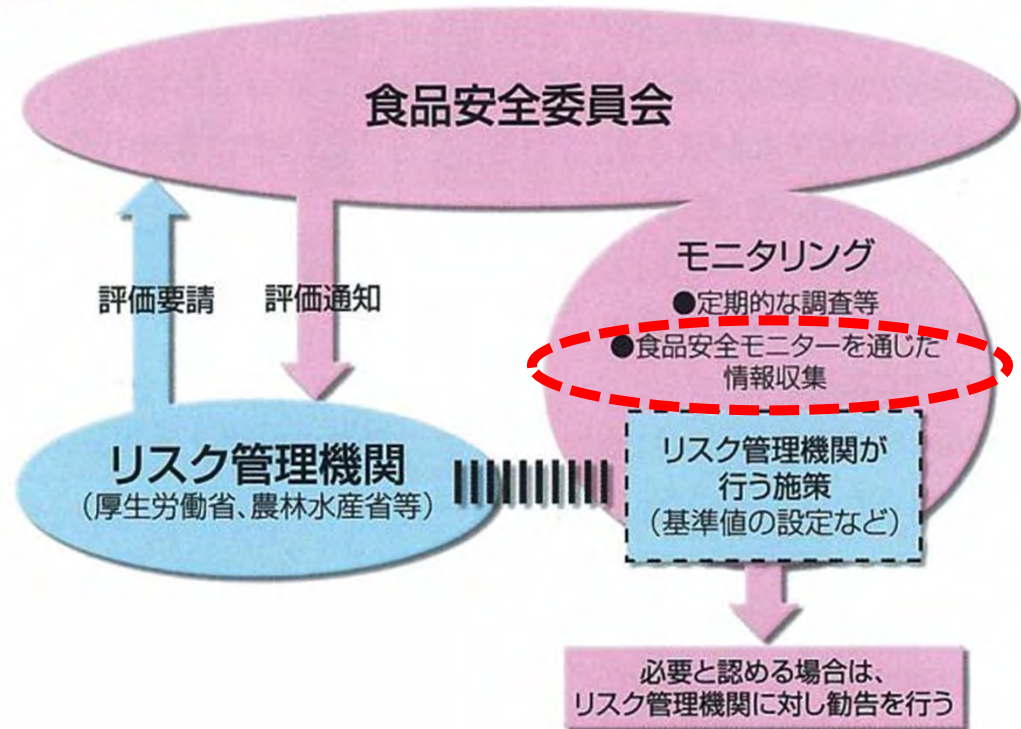
リスク管理措置のモニタリング（監視）

- ・ 食品安全委員会には、リスク管理機関が行うリスク管理措置をモニタリング（監視）する任務があります。

具体的には、

- ① リスク管理機関に対する調査（「施策実施状況調査」）
 - ② 食品安全モニターの皆様からの情報
- によって、モニタリング（監視）を行っています。

■モニタリングのしくみ



食品安全基本法

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

四 前二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

食品安全モニターのみなさんへ



役割と期待すること

食品安全モニターの主な役割

【食品安全モニターの皆さんは】
委員会の活動に関する改善点について提言
していただくのが主な役割です。

「委員会の活動に関する改善点」とは具体的に

- ① 厚生労働省等が行う**リスク管理措置**に関する
課題・問題点

（※ 委員会には、リスク管理機関の措置を監視（モニタリング）する役割があります。）

- ② 食品安全委員会の**リスクコミュニケーション**
（広報、意見交換会等）の改善点
- ③ 委員会が行う**リスク評価**の改善点

食品安全モニターの主な活動

随時報告（提出書式を使って）の提出

（委員会の活動に関する改善点の提言）

具体的には、

- ① リスク管理措置に関する課題・問題点の提言
- ② 食品安全委員会のリスクコミュニケーション
（広報、意見交換会等）の改善
- ③ 委員会が行うリスク評価の改善に提言

についてのレポート提出です （※後程、事務担当から詳しく説明します）

**課題報告（アンケート）
への協力
※年2回程度を予定**

食品安全委員会の情報を 地域へ提供

・地域で活動されたり、企業でお勤めの場合や周囲の御近所さんとお付き合いなど、それぞれの日常生活の中で周囲の方々への情報提供をお願いします。

HPに「食品安全モニターの皆様へ」を作りました。



こちらをクリック!

ここから「随時報告書式」をダウンロードできます。今後は課題報告（アンケート用紙）等も掲載していく予定です。

メールボックスの活用について

7月1日より、モニター同士の情報交換や事務局、自治体からの情報提供に活用するための「**メールボックス**」の運用を**スタート**します。

＜「メールボックスの仕組み＞

- ① 下記のアドレスへモニターの皆さん、自治体の皆さんから、モニター同士で共有したい情報をメール送信
- ② 事務局を経由して参加メンバーにBCC送付を行う形式で情報共有を行うもの

○ 「メールボックス」のアドレス：i.syokuhin_moni24_renraku@cao.go.jp

＜「メールボックス」の活用例＞

- ・ 食品安全委員会などで実施される意見交換会等の開催情報の提供
- ・ 自治体で実施される意見交換会、学習会等の開催情報の提供
- ・ メールボックスを活用したモニター同士の情報交換

＜「メールボックス」活用のルール＞

- ① 食品安全に関する情報をお願いします。
- ② 特定の企業の収益につながるもの（広告・勧誘等）は避けてください。

※ 今後、皆様方の声も伺いながら、運用・改善していきます。

(最後に) 活動に当たっての遵守事項

1 モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、ご注意願います。

- ① モニター活動は、公正中立な立場で行ってください。
- ② モニターという立場を利用して、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けてはいけません。
- ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
- ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法律に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。



販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく閲覧は除く)の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動はとらないよう、お願いいたします。

2 1の各事項に反する活動などにより、食品関連業者、行政機関等に損害を与えたり問題が発生した場合には、モニター個人の責任において対応してください。